

(案)

鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会規約の一部改正

鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会規約の一部を次のように改正する。

【現 行】

- 第10条 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任するか、または書面で議決に参加することができる。
- 2 総会の議決は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【改正案】（改正箇所は下線部分）

- 第10条 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に参加することができる。
- 2 総会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、総会の招集を行わず、書面により前条第2号及び第3号に掲げる事項を決定することにより、総会の議決に代えることができる。第1項本文及び前項の規定は、この決定を行う場合について準用する。

附 則

この規約は、平成28年6月9日から施行する。

参考 鹿児島県との友好の証プロジェクト実行委員会規約（抜粋）

- 第9条 総会は、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 実行委員会の規約に関する事項
 - (2) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
 - (4) 実行委員会の解散に関する事項
 - (5) その他実行委員会の運営に関する重要な事項